

令和2年9月16日

学校法人 平井学園
神奈川柔整鍼灸専門学校
理事長 校長 平井 法博



大学等における修学の支援に関する法律第7条第2項に基づく確認の取消しと
“学校法人平井学園独自の授業料減免制度”について

令和2年7月7日付けで確認要件を満たさなくなった旨の届出をし、令和2年9月11日付
で大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号。以下「修学支援法」と
する。）第7条第2項に基づく確認を修学支援法第15条第1項により神奈川県から取消し
を受け、その効力発生日は令和3年3月31日です。

つきましてはその代替えとして、令和3年度より“学校法人平井学園独自の授業料減免制
度”を実施いたします。